

平成 28 年 7 月 15 日

各事件の初回部会の会議開催前の調査等について

(1) 国の行政不服審査会

部会長は、初回部会の会議開催前に、下記の①～③の調査等を実施することができることとしている。(部会長は、調査等の要否を検討する。)

- ① 審査関係人の主張書面・資料の提出期限(法第 76 条、運第 10 条第 1 項)
- ② 審査庁の諮問説明書の補充、資料提出・口頭説明(運第 11 条第 1 号)
- ③ 審査関係人の口頭意見陳述の意思確認(運第 11 条第 2 号)

(※1) 会議開催前に調査を行うことにより、調査審議のスケジュールが立てやすいというメリットがある。

(2) 大阪府の行政不服審査会

- 大阪府においても、審議を効率的に遂行するために、部会長(又は会長)が、上記(1)の初回部会の会議開催前の調査等を実施することができることとする。
- なお、口頭意見陳述の申立てがあった場合、部会(又は審査会)が口頭意見陳述の機会を与える必要がないと認めるときは、原則として、次のとおり取り扱うこととする。

(事例 1) 諮問資料等により審査関係人の主張が十分明らかである場合は、口頭意見陳述は開催しない。(※2) 参照)

(※2) 口頭意見陳述の機会を与える必要がないと認められる事例

簡易迅速に国民の権利利益を救済するという不服申立制度の趣旨を踏まえ、審理員意見書、事件記録等により審査関係人の主張が十分明らかとなっており、改めて口頭意見陳述を実施したとしても調査審議に資することがないと考えられる場合など(「逐条解説 行政不服審査法」)

(事例 2) 申立人が、正当な理由なく出頭しない場合には、口頭意見陳述の手続を終了する。

【行政不服審査法】

(意見の陳述)

第 75 条 審査会は、審査関係人の申立てがあった場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 (略)

(主張書面等の提出)

第 76 条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

【行政不服審査会運営規則】(総務省)

(主張書面等の提出期限の通知)

第 10 条 部会長は、部会における調査審議の効率的な遂行に資するため、部会の会議の開催に先立ち、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めることができる。

2・3 (略)

(部会の開催前の調査等)

第 11 条 部会長は、部会における調査審議の充実及び効率的な遂行のため、必要があると認めるときは、部会の会議の開催に先立ち、次に掲げる調査等を行うことができる。

(1) 審査庁に対し、諮問説明書の補充若しくは資料の提出を求め、又は口頭での説明を求め、その説明を聴取すること。

(2) 審査関係人に対し、法第 75 条第 1 項本文の規定による意見の陳述の申立てを行う意思の有無を確認すること。

2-4 (略)